平成２９年（フ）第２３０３号
大阪市東淀川区下新庄６丁目４番３号　ジュンハイツ第２―302　東條昌廣方、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里４丁目８番23―208号
債務者　田村美弥子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３８号
大阪府東大阪市出雲井町１番17―312号　枚岡グリーンヒルズ
債務者　関野ゆかり
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９５号
大阪市淀川区三国本町３丁目15番22号　ファミリア三国　205号
債務者　佐伯麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８２号
大阪市城東区今福西１丁目９番11号　城東第８ビル701号
債務者　前山喜美子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９０号
大阪市東淀川区小松１丁目10番39号　サンテルコ上新庄203号
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６００号
大阪府東大阪市菱江５丁目８番22号
債務者　水月　尚孝
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２１号
大阪市西成区岸里東１丁目５番14号　プランドールポクモ　105号、前住所大阪市住之江区粉浜１丁目５番１号　コーポカトレア508号
債務者　上野　昇太
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４号
東京都八王子市子安町１丁目31番20号サンライフ子安301号
債務者　松山ひでみ
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１２号
岡山市中区高島２丁目３番２号高島市営住宅Ｄ209番館５、旧住所岡山市中区国富４丁目３番18号ポテト国富402号
債務者　津郷　明代
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６号
岡山市東区升田509番地４
債務者　近藤真希恵
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２号
静岡県藤枝市新南新屋２番22号　セジュール新南新屋101号、旧住所静岡県藤枝市新南新屋２番22号　セジュール新南新屋102号
債務者　小林　信司
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
大分県宇佐市大字長洲3536番地
債務者　立本　文子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３２０号
横浜市南区六ツ川２丁目62番地７　ルシエール201
債務者　川名　紀夫
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２１号
横浜市南区六ツ川２丁目62番地７　ルシエール103
債務者　川名　康子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部